

1 認定申請手数料

「新築」の基準で認定申請をする場合

「増築又は改築」の基準で認定申請をする場合

		確認書又は性能評価書を添付する場合	左記の書類を添付しない場合
一戸建ての住宅		15,000	48,000
共同住宅等※	一棟の総戸数	1～5戸	26,000
		6～10戸	43,000
		11～25戸	70,000
		26～50戸	112,000
		51～100戸	170,000
		101～200戸	288,000
		201～300戸	364,000
301戸以上	413,000		

		確認書を添付する場合	左記の書類を添付しない場合
一戸建ての住宅		22,000	71,000
共同住宅等※	一棟の総戸数	1～5戸	39,000
		6～10戸	63,000
		11～25戸	105,000
		26～50戸	167,000
		51～100戸	255,000
		101～200戸	432,000
		201～300戸	547,000
301戸以上	621,000		

※共同住宅等とは、共同住宅・長屋・併用住宅をいいます。
 ※共同住宅等のうち、区分所有住宅の場合は住棟単位の申請となります。
 ※共同住宅等のうち区分所有住宅以外の場合は、住戸単位の申請になり、1戸当たりの手数料は上記金額を申請戸数で割った金額(100円未満四捨五入)になります。

※共同住宅等とは、共同住宅・長屋・併用住宅をいいます。
 ※共同住宅等のうち、区分所有住宅の場合は住棟単位の申請となります。
 ※共同住宅等のうち区分所有住宅以外の場合は、住戸単位の申請になり、1戸当たりの手数料は上記金額を申請戸数で割った金額(100円未満四捨五入)になります。

2 計画の変更認定申請手数料

※令和4年(2022年)2月19日以前の基準で当初の認定を取得している場合、改正前の手数料が適用されますので、窓口にご確認ください。
 「新築」の基準で認定申請をする場合

「増築又は改築」の基準で認定申請をする場合

		確認書又は性能評価書を添付する場合	左記の書類を添付しない場合
一戸建ての住宅		7,500	24,000
共同住宅等※	一棟の総戸数	1～5戸	13,000
		6～10戸	21,500
		11～25戸	35,000
		26～50戸	56,000
		51～100戸	85,000
		101～200戸	144,000
		201～300戸	182,000
301戸以上	206,500		

		確認書を添付する場合	左記の書類を添付しない場合
一戸建ての住宅		11,000	35,500
共同住宅等※	一棟の総戸数	1～5戸	19,500
		6～10戸	31,500
		11～25戸	52,500
		26～50戸	83,500
		51～100戸	127,500
		101～200戸	216,000
		201～300戸	273,500
301戸以上	310,500		

※共同住宅等とは、共同住宅・長屋・併用住宅をいいます。
 ※共同住宅等のうち、区分所有住宅の場合は住棟単位の申請となります。
 ※共同住宅等のうち区分所有住宅以外の場合は、住戸単位の申請になり、1戸当たりの手数料は上記金額を申請戸数で割った金額(100円未満四捨五入)になります。

※共同住宅等とは、共同住宅・長屋・併用住宅をいいます。
 ※共同住宅等のうち、区分所有住宅の場合は住棟単位の申請となります。
 ※共同住宅等のうち区分所有住宅以外の場合は、住戸単位の申請になり、1戸当たりの手数料は上記金額を申請戸数で割った金額(100円未満四捨五入)になります。

- 3 計画の変更認定申請手数料(譲受人の決定) 1戸あたり(または1棟あたり) 2,000円 ※申請単位は窓口にご確認ください。
- 4 地位承継の承認申請手数料 1戸あたり(または1棟あたり) 2,000円 ※申請単位は窓口にご確認ください。
- 5 住宅の容積率の特例許可申請手数料 160,000円

※建築確認申請を併願する場合は、建築確認申請に必要な手数料額を加算してください。